

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日、休日は、
翌日またはその
翌日)

目 次

◇告 示 昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算
昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算等(二件)

告 示

鳥取県告示第九十三号

昭和五十八年十一月二十九日専決処分した昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 田 次

昭和58年度鳥取県一般会計補正予算

昭和58年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,069,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 国庫支出金		73,366,395	193,743	73,560,138
	3 委託金	900,919	193,743	1,094,662
歳 入	合 計	250,875,784	193,743	251,069,527

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		14,242,810	193,743	14,436,553
	5 選挙費	360,212	193,743	553,955
歳 出	合 計	250,875,784	193,743	251,069,527

鳥取県告示第九十四号

昭和五十八年十二月定例県議会で十二月二十六日議決された昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算及び昭和五十八年度鳥取県宮病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和三十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 田 次

昭和58年度鳥取県一般会計補正予算

昭和58年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,181,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,250,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	69,897,463	668,794	70,566,257
	1 地方交付税	69,897,463	668,794	70,566,257
5 分担金及び負担金	1 分担金	4,800,528	72,427	4,872,955
	1 分担金	1,408,517	2,305	1,410,822
	2 負担金	3,392,011	70,122	3,462,133
6 使用料及び手数料	1 使用料	2,727,363	17,700	2,745,063
	1 使用料	3,491,080	17,700	3,508,780
7 国庫支出金	1 国庫負担金	21,401,846	1,081,139	22,482,985
	2 国庫補助金	73,560,138	729,215	74,289,353
	2 国庫補助金	51,063,630	△ 357,089	50,706,541
9 寄附金	3 委託金	1,094,662	5,165	1,099,827
	1 寄附金	90,655	1,381	92,036
12 雑収入	1 寄附金	90,655	1,381	92,036
	4 貸付金元利収入	28,541,686	224,844	28,766,530
		22,915,898	140,239	23,056,137

歳入		歳出		計	
項目	金額	項目	金額	金額	金額
5 受託事業収入	487,656	13 債	28,551,000	29,018,000	504,078
7 雑入	1,847,462	1 債	28,551,000	29,018,000	1,915,645
合計	2,511,069,527	合計	2,181,361	253,250,888	
2 総務費	14,436,553	6 農林水産業費	44,559,952	44,424,328	
1 総務管理費	9,638,801	1 農業費	12,277,144	12,181,472	
2 企画費	705,270	2 畜産業費	3,234,913	3,242,033	
7 統計調査費	243,159	3 農地費	16,857,301	16,791,639	
3 民生費	13,936,419	4 林業費	7,858,042	7,873,562	
1 社会福祉費	6,804,305	5 水産業費	4,331,552	4,335,622	
2 児童福祉費	4,426,521	7 商工費	23,045,154	23,185,870	
4 衛生費	8,530,770	1 商業費	14,764,991	14,904,991	
1 公衆衛生費	2,441,129	2 工鉱業費	8,220,577	8,221,293	
	17,477	8 土木費	60,373,602	60,737,010	
	2,458,606	2 道路橋りょう費	24,094,613	24,109,668	
		3 河川海岸費	15,381,369	15,571,114	
		4 港湾費	9,642,823	9,909,615	
		5 都市計画費	8,163,047	8,230,814	
		6 住宅費	2,657,940	2,481,994	

9 警 察 費	2 警察活動費	10,211,021	4,200	10,215,221
		1,327,587	4,200	1,331,787
10 教 育 費		48,226,928	2,695	48,229,618
	6 社会教育費	1,292,035	1,025	1,293,060
	7 保健体育費	1,080,241	1,670	1,081,911
		2,356,904	1,668,010	4,024,914
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	464,480	521,850	986,330
	2 土木施設災害 復旧費	1,892,424	1,146,160	3,038,584
歳 出 合 計		251,069,527	2,181,361	253,250,888

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
土 地 改 良 費	昭和58年度から昭和59年度まで	790,150 千円
開墾及び開拓事業費	昭和58年度から昭和59年度まで	16,650
農 地 防 災 事 業 費	昭和58年度から昭和59年度まで	10,000
林 道 費	昭和58年度から昭和59年度まで	176,820

治 山 費	昭和58年度から昭和59年度まで	73,500
漁 港 建 設 費	昭和58年度から昭和59年度まで	148,150
道 路 新 設 改 良 費	昭和58年度から昭和59年度まで	1,260,380
橋りょう新設改良費	昭和58年度から昭和59年度まで	60,720
河 川 改 良 費	昭和58年度から昭和59年度まで	328,000
砂 防 費	昭和58年度から昭和59年度まで	255,000
海 岸 保 全 費	昭和58年度から昭和59年度まで	91,000
港 湾 建 設 費	昭和58年度から昭和59年度まで	473,800
街 路 事 業 費	昭和58年度から昭和59年度まで	240,100
公 園 費	昭和58年度から昭和59年度まで	101,500
下 水 道 費	昭和58年度から昭和59年度まで	145,700
住 宅 建 設 費	昭和58年度から昭和59年度まで	88,800
港 湾 災 害 復 旧 費	昭和58年度から昭和59年度まで	218,956

交 更

補 正 前	補 正 後
事 項 期 間 限 度 額	事 項 期 間 限 度 額
千円	千円

中小企業設備 損失補償 昭和58年 度から70年 度まで	財団法人鳥取県中小企業振興近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸付する金額を限度として、当該貸付の回収に生じた損失額	中小企業設備 損失補償 昭和58年 度から70年 度まで	財団法人鳥取県中小企業振興近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸付する金額を限度として、当該貸付の回収に生じた損失額
--	---	--	---

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の 方法	限度額 千円	起債の 方法
土地改良費	2,642,800	%	2,691,800	%
河川改良費	3,649,000		3,710,000	
海岸保全費	150,000		152,000	
砂防費	1,569,000		1,581,000	
街路事業費	621,000		634,000	
公園費	1,115,000		1,019,000	
下水道費	429,000		434,000	

公営住宅建設事業費	818,000		693,000	
治山施設災害復旧費	59,000		129,000	
漁港施設災害復旧費	29,000		113,000	
建設災害復旧費	479,000		871,000	
計	28,551,000		29,018,000	

昭和58年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,096,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
2 繰越金	1 繰越金	97,362	10,000	97,362	10,000	107,362

歳入	合計	6,086,678	10,000	6,096,678
----	----	-----------	--------	-----------

歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	中小企業近代化資金貸付事業費		6,086,678	10,000		6,096,678	
		1	中小企業近代化資金貸付事業費	6,086,678	10,000		6,096,678
歳出	合計		6,086,678	10,000		6,096,678	

昭和58年度鳥取県立中央病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和58年度鳥取県立中央病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(6) 主要な建設改良事業			
厚生病院整備事業	0千円	842,233千円	842,233千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 病院事業収益 6,873,332千円 25,401千円 6,898,733千円
 第3項 特別利益 0千円 25,401千円 25,401千円

第1款 病院事業費用 7,198,858千円 69,953千円 7,268,811千円
 第2項 医業外費用 243,045千円 273千円 243,318千円
 第3項 特別損失 4,105千円 69,680千円 73,785千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入 2,669,479千円 861,698千円 3,531,177千円
 第1項 出資金 431,342千円 32,698千円 464,040千円
 第4項 企業債 229,000千円 829,000千円 1,058,000千円

第1款 資本的支出 2,528,662千円 861,698千円 3,390,360千円

第1項 建設改良費 262,978千円 842,233千円 1,105,211千円
 第2項 企業債償還金 519,797千円 19,465千円 539,262千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的	1	建設改良費	厚生病院整備事業	2,953,590千円	58年度 840,000千円

59年度 859,889千円
60年度 1,253,701千円

(企業債の補正)

第6条 予算第5条中「229,000千円」を「1,058,000千円」に改める。

(一時借入金金の補正)

第7条 予算第6条中「1,100,000千円」を「1,900,000千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第8条に定めた他会計からの補助金の予定額を次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(2) 厚生病院整備事業に伴う経費 0千円 21,914千円 21,914千円

鳥取県告示第九十五号

昭和五十八年十二月定例県議会で十二月二十六日議決された昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県管林事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県電気事業会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県管工業用水道事業会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県管埋立事業会計補正予算及び昭和五十八年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 田 次

昭和58年度鳥取県一般会計補正予算

昭和58年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ635,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,886,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	70,566,257千円	495,705千円	71,061,962千円
	2 負 担 金	3,462,133	67	3,462,200
7 国庫支出金	1 国庫負担金	22,482,985	135,423	22,618,408
	2 国庫補助金	50,706,541	1,974	50,708,515
	3 委 託 金	1,099,827	1,990	1,101,817
12 諸 収 入		28,766,580	101	28,766,681

歳 入	7 雑 入		補 正 額	計
	入	入		
7 雑 入	1,915,645	101		1,915,746
歳 入 合 計	253,250,888	635,260		253,886,148
歳 出				
教 育	項 目	補正前の額		計
		千円	千円	
1 議 会 費	1 議 会 費	689,656	1,378	691,034
	2 総 務 費	14,487,539	58,921	14,546,460
	1 総務管理費	9,747,801	46,261	9,794,062
	2 企 画 費	705,342	1,695	707,037
	3 徴 税 費	1,451,890	6,344	1,458,234
	4 市町村振興費	1,466,646	984	1,467,630
	5 選 挙 費	553,955	73	554,028
	6 防 災 費	125,283	582	125,865
	7 統計調査費	245,073	1,417	246,490
8 人事委員会費	92,391	726	93,117	
9 監査委員費	99,158	839	99,997	
3 民 生 費				
4 衛 生 費				
5 勞 働 費				
6 農 林 水 産 業 費				
1 社会福祉費	6,809,958	7,242	6,817,200	
2 児童福祉費	4,429,749	15,913	4,445,662	
3 生活保護費	2,753,479	2,565	2,756,044	
1 公衆衛生費	2,458,606	2,892	2,461,498	
2 環境衛生費	558,612	1,818	560,430	
3 保健所費	1,239,215	10,586	1,249,801	
4 医薬費	4,406,426	2,015	4,408,441	
1 労 政 費	286,283	879	287,162	
2 職業訓練費	562,825	2,250	565,075	
3 失業対策費	223,900	913	224,813	
4 労働委員会費	83,927	535	84,462	
1 農 業 費	12,181,472	25,858	12,207,330	
	44,424,328	57,182	44,481,510	

7 商工費	2 畜産業費	3,242,033	7,482	3,249,515
	3 農地費	16,791,639	9,552	16,801,191
	4 林業費	7,873,562	9,822	7,883,384
	5 水産業費	4,385,622	4,468	4,340,090
		23,185,870	5,639	23,191,509
1 商業費		14,904,991	721	14,905,712
	2 工業業費	8,221,293	4,673	8,225,966
	3 観光費	59,586	245	59,831
8 土木費		60,737,010	33,789	60,770,799
	1 土木管理費	433,810	2,341	436,151
	2 道路橋りょう費	24,109,663	16,624	24,126,287
	3 河川海岸費	15,571,114	6,314	15,577,428
4 港湾費		9,909,615	2,535	9,912,150
	5 都市計画費	8,230,814	3,272	8,234,086
	6 住宅費	2,481,994	2,703	2,484,697
9 警察費		10,215,221	78,840	10,294,061
10 教育費	1 警察管理費	8,883,434	78,840	8,962,274
		48,229,618	350,755	48,580,373
	1 教育総務費	3,553,896	5,730	3,559,626
	2 小学校費	17,441,655	149,956	17,591,611
	3 中学校費	9,024,234	78,029	9,102,263
	4 高等学校費	13,475,830	90,501	13,566,331
	5 特殊学校費	2,359,032	19,344	2,378,376
6 社会教育費	1,293,060	5,776	1,298,836	
7 保健体育費	1,031,911	1,419	1,033,330	
11 災害復旧費		4,024,914	1,148	4,026,062
	1 農林水産施設災害復旧費	986,330	141	986,471
	2 土木施設災害復旧費	3,038,584	1,007	3,039,591
歳出 合計	253,250,888	635,260	253,886,148	

昭和58年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
 昭和58年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302,056千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
2	財 産 収 入	1 財産売却収入	21,864	701	22,065
					千円
4	繰 越 金	1 繰 越 金	1,000	333	1,333
					千円
歳 入	合 計		301,022	1,034	302,056

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1	県営林事業費	1 職 員 費	261,484	1,034	262,518
					千円
歳 出	合 計		301,022	1,034	302,056

昭和58年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ746,406千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
5	繰 越 金	1 繰 越 金	11,500	297	11,797
					千円
歳 入	合 計		746,109	297	746,406

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1	事 業 費	1 事 業 費	640,188	297	640,485
					千円
歳 出	合 計		746,109	297	746,406

昭和58年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 117,163	千円 210	千円 117,373
	1 一般会計繰入金	117,163	210	117,373
歳入	合計	155,106	210	155,316

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道管理事業費		千円 155,106	千円 210	千円 155,316
	1 管理運営費	26,738	210	26,948
歳出	合計	155,106	210	155,316

昭和58年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 205,304	千円 750	千円 206,054
	1 一般会計繰入金	205,304	750	206,054
歳入	合計	311,439	750	312,189

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 311,439	千円 750	千円 312,189
	1 県立学校水産実習船実習費	311,439	750	312,189
歳出	合計	311,439	750	312,189

昭和58年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総則)
第1条 昭和58年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	

第1款 電気事業費 1,191,902千円 3,992千円 1,195,894千円

第1項 営業費用 805,439千円 3,992千円 809,431千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	428,467千円	3,992千円	432,459千円

昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

支 出

第1款 工業用水道事業費 261,132千円 823千円 261,955千円

第1項 営業費用 201,018千円 823千円 201,841千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	86,588千円	823千円	87,411千円

昭和58年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和58年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県管理立事業会計予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	120,642千円	1,181千円	121,823千円

昭和58年度鳥取県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和58年度鳥取県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 年間外来患者数	311,410人	5,643人	317,053人
(5) 一日平均外来患者数	1,045人	19人	1,064人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	6,898,733千円	33,699千円	6,932,432千円
第1項 医業収益	6,184,786千円	33,699千円	6,218,485千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	7,268,811千円	33,699千円	7,302,510千円
第1項 医業費用	6,951,708千円	33,699千円	6,985,407千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	3,852,521千円	33,699千円	3,886,220千円